**平成２２年（フ）第９６２９号**
大阪市平野区加美北９丁目10番27号、前住所大阪市平野区加美南４丁目４番９―705号
破産者　新武　正幸
1　決定年月日　平成23年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第９６４１号**
大阪市西成区聖天下１―５―10　アバンタージュ丸山通505、住民票上の住所大阪市西成区聖天下１丁目７番13―501号
破産者　辻野　博文
1　決定年月日　平成23年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第９６８６号**
大阪市福島区野田２丁目19番３号
破産者　横山　晃治
1　決定年月日　平成23年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第９７６９号**
大阪府守口市東光町１丁目４番８号
破産者　ローズ・ラピンこと　野村　　惠
1　決定年月日　平成23年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第９７７６号**
大阪市城東区関目５丁目16番11号
破産者　水谷　博史
1　決定年月日　平成23年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第９７８０号**
大阪府豊中市服部豊町１丁目６番16―506号
破産者　加納千津子
1　決定年月日　平成23年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第９８５７号**
大阪市中央区中寺１丁目４番27号　302
破産者　光前　　清
1　決定年月日　平成23年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第９９１０号**
兵庫県宝塚市星の荘１番10号、開始決定時の住所兵庫県宝塚市泉町22番19号
破産者　田中　徹治
1　決定年月日　平成23年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第９９３２号**
大阪市大正区三軒家東６丁目８番11号
破産者　眞野　明美
1　決定年月日　平成23年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第２２号**
大阪市阿倍野区阪南町６丁目５番17号
破産者　森口美知子
1　決定年月日　平成23年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第７１号**
大阪府守口市梅園町５番12号
破産者　中尾　泰明
1　決定年月日　平成23年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第７７号**
大阪府吹田市佐竹台１丁目５番３―1003号、前住所大阪府吹田市佐竹台２丁目４番20―302号
破産者　阪本　一記
1　決定年月日　平成23年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２１年（フ）第１３６号**
愛知県豊橋市藤沢町70番地ロイヤルクレッセント藤沢Ａ―105、開始決定時の住所大阪府羽曳野市伊賀１丁目９番11号
破産者　尾野　寛記
1　決定年月日　平成23年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２２年（フ）第３６７号**
大阪府富田林市高辺台１丁目19番16号、前住所大阪府富田林市高辺台３丁目10番４号
破産者　萬谷電設工業こと　萬谷　充彦
1　決定年月日　平成23年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２２年（フ）第６８６号**
堺市北区金岡町1620番地　白鷺東住宅２棟207号
破産者　飯田ニットこと　飯田　泰一
1　決定年月日　平成23年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２２年（フ）第１５２３号**
大阪府松原市岡５丁目１番36号、前住所堺市北区野遠町93番地22
破産者　ＯＫプリント工芸こと　奥山　　孝
1　決定年月日　平成23年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２２年（フ）第１６０２号**
堺市堺区中向陽町１丁１番10号　三葉マンション201号
破産者　白井　光二
1　決定年月日　平成23年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２２年（フ）第１６４８号**
堺市西区鳳中町９丁４番地24　中町荘102、前住所堺市西区鳳北町９丁520番地１　402号
破産者　北野商会こと　北野　健三
1　決定年月日　平成23年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２２年（フ）第１６４９号**
堺市西区上609番地１　ニューヴェルディ102号
破産者　河合あやの（旧姓北野）
1　決定年月日　平成23年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係